

答 申 書
(答 申 第 305 号)
令和2年(2020年)3月12日

1 審査会の結論

北海道警察本部長が警察官の氏名を非開示として、個人情報一部開示決定処分をしたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、

- 1 平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日に、私は札幌南警察署に告訴状を提出した。捜査の結果、受理しなかったことについて、平成〇年〇月〇日等に、警察官が受理しない理由を私に説明したことが記録されている「告訴事件等相談票」等及び「告訴事件等不受理票」等に記載されている私（〇〇〇）の個人情報。添付資料を除く。
- 2 平成〇年〇月〇日に、私は札幌南警察署に告訴状を提出した。捜査の結果、受理しなかったことについて、平成〇年〇月〇日に、警察官が受理しない理由を私に説明したことが記録されている「告訴事件等相談票」等及び「告訴事件等不受理票」等に記載されている私（〇〇〇）の個人情報。添付資料を除く。

である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、対象個人情報を開示請求者に係る告訴事件等相談票（平成〇年〇月〇日受理1件、〇月〇日受理1件及び〇月〇日受理1件）及び告訴事件等不受理票（平成〇年〇月〇日取扱2件及び平成〇年〇月〇日取扱1件）（以下「本件個人情報」という。）と特定した。

実施機関は、本件個人情報に記録されている「警察官の氏名」が北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第16条第2項第2号に規定する非開示情報（以下「2項2号情報」という。）に該当するとして令和元年11月7日付け道本捜2（事）第104号で個人情報一部開示決定処分を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、特定警察官の氏名の開示を求めていることから、当該非開示部分に係る処分の妥当性について判断する。

(3) 2項2号情報の該当性について

ア 条例第16条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を5つの情報に区分し、非開示情報に該当する旨を定めている。

その趣旨においては、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から、公安委員会及び警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当であるとされている。

イ 実施機関は、2項2号情報に該当するとして非開示とした「警察官の氏名」について概ね次のとおり主張する。

(7) 本件個人情報には、札幌方面南警察署刑事第二課知能犯係に配置されている警察官の氏名が記録されている。

当該警察官は、実際に特殊詐欺事件、贈収賄事件等の極めて秘匿性の高い捜査に従事している捜査員であることから、その氏名を開示することにより、尾行や張り込みをはじめ、身分や捜査目的を秘匿した内偵捜査等の警察活動において、捜査員であることが捜査対象者に察知され、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じられるなど、当該犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(イ) また、警察の業務は相手方からの反発、反感を招きやすく、特に当該警察官は、特殊詐欺グループ等の犯罪捜査を捜査対象とする捜査員であることから、その氏名を開示することにより捜査員が特定されることとなり、捜査対象者等から家族を含めた嫌がらせを受けるなど、当該捜査員やその家族の生命、身体等の安全を脅かし、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあり、この点においても当該捜査員である警察官の氏名は、2項2号情報に該当すると認められる。

ウ これらの犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれ又は当該捜査員やその家族の生命、身体等の安全を脅かし、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとする実施機関の説明は、当該非開示部分と捜査等の関係を実質的に示しており、その判断は合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認められる。

エ また、請求人は、名刺で警察官の職・氏名が既に明らかになっており、当該犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがないと認められる旨主張するが、(3)アで述べたとおり、2項2号情報の規定は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を非開示情報として定めたものであり、その該当性の判断は、条文並びにその趣旨及び解釈に照らしても、開示請求者が了知しているかどうかによって左右されるものではない。

オ 以上のことから、当該非開示部分は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和元年12月19日	○ 諮問書の受理（諮問番号611） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
令和元年12月26日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
令和2年1月6日	○ 審査請求人から諮問事案に係る意見書の提出
令和2年1月28日 （第二部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和2年3月3日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
令和2年3月9日 （第101回全体会）	○ 答申案審議
令和2年3月12日	○ 答申